

香港タックスアラート

(香港税務速報)

第6回 | 2023年4月



香港政府は域外からの資産処分益について、FSIE制度への追加を協議

サマリー



香港特別行政区（以下、香港）政府は、香港における現行の域外からの所得に係る免税（以下、FSIE）制度に、株式や持分以外の資産の処分による域外からの所得を追加する改正案について、関係者協議を開始したところである。

このタックスアラートでは、香港政府が提案する主な変更点と意見募集の論点を要約し、香港政府の検討のために私たちの提案を提供することになるいくつかの項目を紹介する。

2023年1月1日から適用の香港の既存のFSIE制度は、利息、配当、株式処分益、知的財産（IP）の使用による所得のみを対象としている。欧州連合（以下、EU）が2022年後半にFSIE制度に関するガイダンス¹を更新し、そのような制度があらゆる種類の資産の処分益を対象とすることを明示的に要求した。その結果、香港は2023年末までに、株式および持分以外の資産（提案された追加の資産）の処分による域外からの所得を対象とするよう、既存のFSIE制度を更新することを約束した。拡大されたFSIE制度は、**2024年1月1日から発効する予定である²**。

提案された主な変更点と意見募集

香港政府は2023年4月6日、FSIE制度の変更案を示し、様々な関連事項に関して利害関係者の意見を求めるための協議文書を配布した。この文書では、域外からの処分益に関する資産の範囲の拡大に焦点が当てられている。この変更案は、EUとの交渉の対象となっている。

多国籍企業グループ傘下の構成事業体を対象納税者とすること、非知的財産所得に対する除外所得アプローチ、非知的財産所得に対する経済的実体（以下、ES）要件、配当と持分処分益に対する資本参加免除制度、知的財産所得に対するネクサスアプローチ、利用できる二重課税軽減など、FSIE制度の他の既存の特徴は変更されないままである。

主な変更案と、協議文書のコメントで提起された問題は、以下に要約される。

1 FSIE制度に関する最新のEUガイダンスは、この[リンク](#)の付属書類に掲載されている。

2 詳細については、2023年3月に発行された[香港タックスアラート第1回](#)を参照すること。

Hong Kong (SAR) Tax Alert

処分対象となる資産

- EUでは、処分益が資本性か収益性か、資産が金融性か非金融性かにかかわらず、すべての処分益を対象とすることを求めている。
- 香港政府は、(1)負債証券、(2)動産、(3)不動産、(4)知的財産、(5)外貨を追加で対象とするポジティブリスト方式を検討しているが、EUは対象資産を明確かつ網羅的にリストアップするのではなく、非網羅的なリストを求めている。

[次の点について意見を求める：(1) 対象資産の定義、(2) 上記5種類の資産（またはその他の資産）を域内法における対象資産の例として挙げるべきかどうか。]

処分損益の計算

- 香港政府は、域外からの処分益に対する課税が遡及的に適用されないように、処分益の課税額を計算する際に、資産の原価をFSIE制度の施行日時点の原価に戻す可能性についてEUと協議している。
- しかし、EUは、このようなリベース・アプローチの効果に懸念を抱いており、このようなアプローチは、EUが他の法域で受け入れていないことを助言した。
- 香港政府は、リベース・アプローチが最終的にEUに受け入れられなかった場合、企業への影響を軽減するために、テーバー・リリーフ³などの他の手段をEUと検討する予定である。

[処分損益の計算方法について意見を求める。]

処分益に特化した免除または救済措置

- 香港政府は、以下の救済策をEUと模索することを提案する。

貿易業者からの処分益-香港における実質的な活動から生じる所得の一部として、資産の取引者がその資産に関連して得た域外からの処分益（例：不動産開発業者による不動産の売却益）は、拡大されるFSIE制度から切り離されるものとする。

グループ内移動に関する救済-一定の濫用防止措置を講じた上で、関連会社間の資産譲渡による外国源泉の処分益の課税を繰り延べる（すなわち、譲渡会社にとっては譲渡損益が発生せず、譲受会社にとっては譲渡資産のコストベースのステップアップがない）こととされる。

- 譲渡会社と譲受会社は、一方が他方の発行済み株式資本の**75%以上**の実質的所有者である場合、または第三者がそれぞれの発行済み株式資本の**75%以上**の実質的所有者である場合、「関連がある」とみなされる。

[拡大されたFSIE制度の下で提供されるべき免除または救済措置に関する意見を求める。]

その他意見を求める事項

また、香港政府は以下の事項についてもコメントを募集している。

- 拡大されたFSIE制度に関連し、改正法や実施ガイドラインで明確にする必要がある他の問題があるかどうか。
- EUが設定した実施スケジュールの違いによる重大な影響の有無。すなわち、香港は2024年1月1日からの実施のために2023年末までにFSIE制度を改正することが求められるが、他のいくつかの法域⁴は2024年7月1日からの実施のために2024年6月30日までにFSIE制度を改正することが認められる。

³ テーバー・リリーフとは、資産の保有期間に応じて処分益の課税額が軽減される仕組みである。英国では以前、キャピタルゲイン税にこのような軽減措置が設けられていたが、2008年4月6日以降、廃止された。

⁴ これらの法域は、現在FSIE制度の改革を行っていないが、EUがFSIE制度に関するガイダンスを更新し、すべての種類の処分益を対象とするようになった結果、改革が必要となる可能性がある。

その他の関連事項

また、この協議文書では、以下の事項が明確にされている。

- 非知的財産資産に関連する域外からの処分益は、ES要件を満たせば、引き続き非課税となる予定である。
- 知的財産資産に関連する域外からの処分益が免除される範囲を決定する際には、ネクサス・アプローチが採用される予定である。
- 域外からの処分損は、FSIE制度のもとで特定の域外からの所得と相殺するためにのみ使用することができる。
- 納税者は、経過措置として、拡大されたFSIE制度の発効前に、提案された追加の資産の処分による域外からの所得に関するES要件の遵守に関して、コミッショナーズ・オピニオンを申請することができ、拡大された制度の発効後には、事前裁定を申請することができる。
- 提案された追加の資産が、ES要件の遵守に関する納税者の前回のコミッショナーズ・オピニオンまたは事前裁定申請で開示されている場合、前回付与された意見または裁定は、拡大FSIE制度でも引き続き適用される。

実施スケジュール

2ヶ月の協議期間は、2023年6月6日に終了する。香港政府は、10月に必要な法改正を行った法案を立法会に提出し、2023年末の法案成立を目指す予定である。

KPMGの見解

2022年に行われたFSIE制度導入のための立法作業とは異なり、香港政府は今回、EUとの交渉を続ける前に、いくつかの未解決の問題について意見を求めるための協議を開始するという、少し異なるアプローチをとっている。

我々は、この修正されたアプローチを歓迎し、(1)除外される資産の種類、(2)提案されているリバース・アプローチの正当性、(3)域外からの処分益の課税が企業に与える影響を軽減する他の方策、(4)ジョン・ワイリーの裁判⁵における最近の論争に照らし、グループ内資産移転緩和の目的のために関連度を測るための「発行済株式資本」以外の良い選択肢など、多くの問題に対する香港政府の検討に向け、我々のコメントと提案を提供する予定である。

⁵ 本件の詳細については、[2022年第11回の香港タックスアート（英語）](#)を参照すること。

Hong Kong (SAR) Tax Alert

なお、日本語でのお問い合わせは、下記担当者までご連絡ください。



Vivian Chen
陳蔚
Head of GJP China Tax
Tel: +86 755 2547 1198
vivian.w.chen@kpmg.com



Lisa Li
李輝
Partner
Tel: +86 10 8508 7638
lisa.h.li@kpmg.com



Jie Xu
徐潔
Partner
Tel: +86 21 2212 3678
jie.xu@kpmg.com



Rui Matsuo
松尾昇
Senior Manager
Tel: +852 2978 8924
rui.matsuo@kpmg.com



Deborah Leung
梁秀章
Senior Manager
Tel: +852 2685 7742
deborah.leung@kpmg.com



Sayaka Makiyama
牧山紗綾花
Manager
Tel: +852 2685 7548
sayaka.makiyama@kpmg.com



Taro Mitani
見谷太郎
Manager
Tel: +852 3927 5780
taro.mitani@kpmg.com



Takayuki Ogawa
小河孝之
Manager
Tel: +852 3927 5525
takayuki.ogawa@kpmg.com



Masatoshi Okumura
奥村雅敏
Manager
Tel: +852 2685 7584
masatoshi.okumura@kpmg.com



Yasuhito Otsuka
大塚靖仁
Manager
Tel: +852 2685 7455
yasuhito.otsuka@kpmg.com

kpmg.com/cn/socialmedia



For more KPMG Hong Kong (SAR) Tax Alerts, please scan the QR code or visit our website:
<https://home.kpmg/cn/en/home/services/tax/hong-kong-tax-services/hong-kong-tax-insights.html>



For a list of KPMG China offices, please scan the QR code or visit our website:
<https://home.kpmg/cn/en/home/about/offices.html>.

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavour to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2023 KPMG Huazhen LLP, a People's Republic of China partnership, KPMG Advisory (China) Limited, a limited liability company in Chinese Mainland, KPMG, a Macau (SAR) partnership, and KPMG, a Hong Kong (SAR) partnership, are member firms of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

© 2023 KPMG Tax Services Limited, a Hong Kong (SAR) limited liability company and a member firm of the KPMG global organisation of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organisation.